

# ごみの出し方にご注意ください

## 1. スプレー缶の出し方

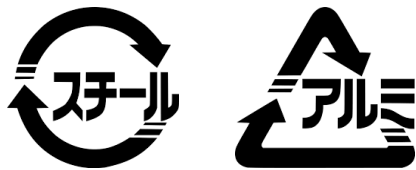


中身のガスを抜き切ってから出してください。



- 使い残したスプレー缶やカセットボンベをそのまま廃棄すると、収集車両や廃棄物処理施設での火災事故の原因となりかねません。
  - スプレー缶を排出する際は、必ず火気のない戸外で「ガス抜きキャップ」を使用して、中身のガスを抜き切ってから出してください。
- ※スプレー缶の穴あけは不要です。

ガスを抜いたスプレー缶は、下記マークを参考にして、資源Bの「スチール」か「アルミ」に分別してください。



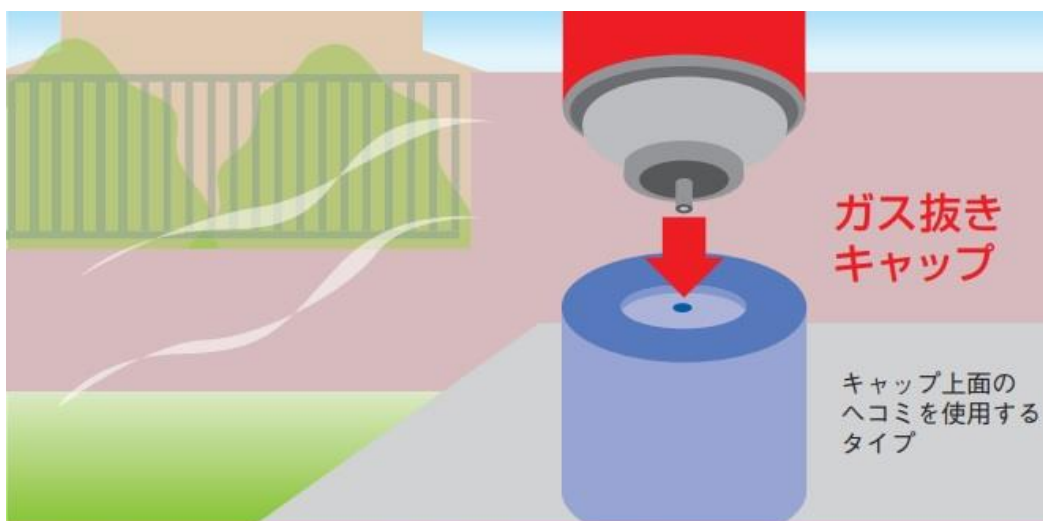
「ガス抜きキャップ」の使い方は、商品に記載された使用説明や、右記 QR コードからご確認くださいか、販売元にお尋ねください。

ガス抜きキャップの使い方



一般社団法人日本エアゾール協会ホームページ

※ガス抜き方法のイメージ図



ガス抜きキャップ

キャップ上面のヘコミを使用するタイプ

ガス抜きキャップの形状、使用方法は、商品によって異なります。商品に記載された使用説明を必ずご覧ください。

出典：一般社団法人日本エアゾール協会ホームページ

※裏面に続く

## 2. 小型充電式電池やボタン電池の処分方法

小型充電式電池や一部のボタン電池は、ごみステーションには出せません。

- リチウムイオン電池などの小型充電式電池や、ボタン電池（一部の型式のものを除く）は、外部からの圧力や衝撃による発火の危険性があるため、**市では回収できません。（ごみステーションには出せません。）**
- ごみステーションに出せないボタン電池や小型充電式電池は、下記を参考に適切に処分していただくようお願いします。

### 小型充電式電池について

#### 【市では回収できないもの】

小型充電式電池

- ニカド電池
- ニッケル水素電池
- リチウムイオン電池



3つの矢印の「スリーアローマーク」と電池の種類を示す左記リサイクルマークが目印です。

#### 【処分方法】

##### 〈回収協力店へ持ち込む〉

- 回収協力店は、右記 QR コードからご確認ください。
- JBRC 会員企業製のものが回収の対象です。（右記 QR コード参照）**
- 破損、水濡れや膨張したもの、電池種類が不明なものは回収できません。**

回収協力店



JBRC 会員企業



一般社団法人 JBRC

※回収協力店で引き取れないものは、民間の廃棄物処理業者で処分してください。

#### 【小型充電式電池が内蔵された小型家電の処分方法】

- 携帯電話やスマートフォンなど、小型充電式電池が内蔵されており、取り外しができないものは、**分解せずにそのままの状態**で、小型家電として回収できます。
- どうしても小型充電式電池を取り外すことができないものは、市役所本庁舎本庁舎や各支所（臼田・浅科・望月）、うな沢第2最終処分場に設置されている小型家電回収ボックスへ直接持ち込んでください。

### ボタン電池について

#### 【埋立ごみとしてごみステーションに出せるもの】

- ボタン電池のうち型式記号が**CR**か**BR**のもの

#### 【回収協力店で回収しているもの】

- ボタン電池のうち、**型式記号が SR、PR、LR**のもので、**回収処理事業推進会社（右記 QR コード参照）が製造または販売するブランドの商品**

ボタン電池

回収処理事業

回収協力店

推進会社



一般社団法人 電池工業会

※埋立ごみに該当せず、回収協力店でも引き取れないものは、民間の廃棄物処理業者で処分してください。

【お問い合わせ先】 佐久市役所 生活環境課 環境衛生係 ☎0267-62-3094（直通）